

「(仮称)墨田区学校改築基本計画」(案)に対するパブリック・コメントの実施結果等

第1 パブリック・コメントの実施結果

1 パブリック・コメントの実施概要及び結果

公表資料

- ・「(仮称)墨田区学校改築基本計画」(案)(概要版)
- ・「(仮称)墨田区学校改築基本計画」(案)

意見募集期間

令和7年12月3日(水曜日)から令和8年1月5日(月曜日)まで

意見募集の周知及び公表方法

ア 実施の周知

- ・区のお知らせ 令和7年12月11日号
- ・区公式ウェブサイト 令和7年12月3日(水曜日)から令和8年1月5日(月曜日)まで
- ・区公式SNS(X・フェイスブック)

イ 公表資料の閲覧方法

- ・区公式ウェブサイト
- ・区民情報コーナー
- ・教育委員会事務局庶務課窓口

意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、電子申請(Logo フォーム)又は持参

意見提出先

教育委員会事務局庶務課

意見募集の結果

意見者数：4人、意見数：7件

2 パブリック・コメントの意見概要と区の考え方

	提出された意見の要旨	区の考え方
1	毎年プール授業がほとんどできていないため、屋内プールでの改築を検討してほしい。	水泳の授業は、天候等で中止になることもありますが、学習指導要領に定める学習内容を実施するために必要な時間数は確保できている状況です。ただし、今後、一層の温暖化が進み、授業時間の確保が難しくなる状況も危惧されるため、改築時にはプールを屋根付きや屋内にすることも検討しています。

2	<p>第四吾孺小学校について、校庭部分の敷地を活用して仮設校舎を建てるなどすれば、居ながら改築ができると思うが、困難な理由を教えてください。居ながら改築の方が期間が短くなって良いのではないか。</p>	<p>改築手法の検討では、学習環境の安定性という観点から、可能な限り居ながら改築を優先的に検討しています。第四吾孺小学校の改築では、それが不可のために連携改築という手法を選択したという経緯があります。</p> <p>第四吾孺小学校は、敷地については一定の広さがあり、現在の校庭部分等の敷地を活用して新校舎（または仮設校舎）を建設することは可能ですが、そのあとで既存の校舎等を解体する際に工事の動線の確保が難しく、子どもたちの安全面に課題が残ることから、居ながら改築は不可としました。これは、設計の専門家とともに、関係法令や建物配置、周辺道路の状況等の現状を検討し判断したものです。</p> <p>なお、改築手法と工期との関係については、学校ごとの状況によるため、居ながら改築の方が確実に工期が短くなるわけではありません。できる限り工期の短縮に努めていきます。</p>
3	<p>第三吾孺小学校と第四吾孺小学校との施設共有運営の間、家から遠くなる場合は、一時的に他の学校へ転校できるようにしてはどうか。</p>	<p>改築事業を理由とした転校は認められませんが、施設共有運営は10年程度先の予定であり、現在通学されている児童への影響はありません。学校選択の参考にしていただけよう、可能な限り早期に改築事業のスケジュールをお示しすることが大切であると考えています。</p>
4	<p>第三吾孺小学校の改築中に校庭が使えない影響についてはどう考えているか。また、第三吾孺小学校と第四吾孺小学校との施設共有運営について、カリキュラムの確保が難しくなるのではないか。</p>	<p>第三吾孺小学校の改築中も含め、校庭が使えない期間については近隣の学校やスポーツ施設等を代替施設として使用することを検討していきます。施設共有運営については、学習指導要領に定められた学習内容が実施できるよう事前に十分に検討を行い、校舎についても必要な教室等を確保した設計とします。</p>

5	<p>第四吾孀小学校は小規模校であるため落ち着いた環境という良さがある。また、通常学級においても特別支援学級においても支援が手厚い学校と感じている。施設共有運営の間もそういった良さを維持できる体制なのか不安である。</p>	<p>第四吾孀小学校の環境や取組の良さを感じていただき、ありがたく存じます。施設共有運営は10年程度先となりますが、場所が変わっても落ち着いた環境で学習できるよう、共有部分のほかにそれぞれの学校ごとのエリアも確保し、職員室や保健室も別にすることを考えています。</p>
6	<p>改築事業の影響で第四吾孀小学校は児童が大きく減少する可能性が考えられるが、やむを得ないと考えているのか。</p>	<p>改築事業の影響により対象校の入学人数に減少が生じるおそれはあると考えています。保護者の方に過度な不安を招かないよう、施設共有運営が新築の建物で行われることも含め、丁寧な説明に努めていきます。なお、素案における「仮校舎」という表現は誤解を招くおそれがあるため、「合同校舎」等の表現に改めます。</p>
7	<p>区（教育委員会）が学校や地域のことを理解し、お互いの理解を深めながら改築に向けた議論をしていく必要がある。</p>	<p>ご指摘のとおり、学校ごとに状況が異なる部分もありますので、地域や保護者の方から意見をいただくことは、より良い学校づくりに向けて非常に大切なことと考えています。関係者との協力体制をつくり、目標を共有しながら進めていきます。</p>

第2 「(仮称)墨田区学校改築基本計画」(案)からの主な変更点

頁	項目	変更前	変更後
9 頁外	ウ 近隣校との連携による改築の検討	「仮校舎を建設し、仮校舎に仮移転する」等の記述	「新校舎に仮校舎分のスペースを増築し、増築後の合同校舎に仮移転する」旨の記述に変更
11 頁外	3. 想定される工事手順	各校の改築イメージ	上欄に合わせて図中の文言を修正
27 頁外	3. 諸室、設備の設計標準	(追加)	各室のイメージ図を追加
35 頁以降	資料編	(追加)	検討経緯、建物情報等を資料編として追加

このほか、趣旨が変わらない範囲で軽微な文言の整理、修正等を行った。